

議案第33号

土地の処分について

次の土地を売り払う。

位 置 大阪市西成区北津守4丁目115番2

面 積 10,674.38平方メートル

契約金額 944,900,000円

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市所有地を株式会社オリエントホームに売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。